

市 民 消 防 委 員 会 記 録
【 速 報 版 】

令和8年6月2日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 伏見幸枝委員長 これより委員会を開会します。

◎ 市第11号議案の審査、採決

- 伏見幸枝委員長 消防局関係の審査に入ります。
なお、当局からの発言に際しましては着座のままで結構です。
市第11号議案を議題に供します。

市第11号議案 横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部改正

- 伏見幸枝委員長 当局の説明を求めます。
- 佐々木消防局長 市第11号議案横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部改正について御説明いたします。
議案書の179ページに記載がございますが、スライド資料を使用して御説明いたしますので、モニターを御覧ください。
スライド1ページを御覧ください。
まず、条例改正の趣旨等ですが、横浜市消防団員賞じゅつ条例は、消防団員が公務中に非常に危険な状況を承知の上で活動し、その結果、大きなけが等により障害を負った場合あるいは死亡した場合に、功績や扶養親族の人数に応じて本人または遺族に対して賞じゅつ金を支給できることを定めています。
条例に定める扶養親族の範囲については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令から引用し、規定しています。先般、政令に定める扶養親族に関する規定が改正されたため、賞じゅつ金の支給額を従前のおりとするため、条例を改正するものです。
スライド2ページを御覧ください。
次に、政令と条例の改正内容等です。
1、政令の改正内容、第2条第3項についてです。扶養親族の範囲から配偶者が削除されました。
2、条例の改正、第2条第1号についてですが、(1)内容は従前どおり、賞じゅつ金の増額対象となる扶養親族の範囲に配偶者を含むこととし、条例にこれを規定いたします。
(2)施行期日は公布の日となりますが、令和8年4月1日から適用となります。
スライド3ページを御覧ください。
従前どおりとする理由です。賞じゅつ制度は、市が独自に定めている制度であり、功労や勇敢な行為に対し、弔意やお見舞いの意を表すことを目的としています。制度の目的を踏まえ、団員や御家族への配慮を維持する観点から、本市では従前どおり扶養親族に配偶者を含むこととするものでございます。
スライド4ページを御覧ください。
以下、本条例改正における新旧対照表を載せておりますので、後ほど御確認ください。
以上で説明を終わります。
- 伏見幸枝委員長 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。

○ 伊波俊之助副委員長 公務中ということの御指摘であるのですけれども、消防団の皆さんは、誇り高き消防団、常日頃から、まさに使命感を持って消防団としての活動をされております。公務中、非常に危険な状況を承知の上とあるのですけれども、例えばこれが活動服を着ていない状況の中、たまたま遭遇した事故現場とか、あるいは災害現場に体が動いてそこに参加する。ある意味、活動服を着ていないと危険な部分と承知の上でありますけれども、それを公務と見るのか、あるいは日々訓練した中で動く、僕はその部分って尊いと思っていますけれども、そういったものへの配慮というのは、何かこの部分では含まれたりするのでしょうか。

○ 佐々木消防局長 活動服を着ている着ていないということも、もちろんあるかもしれませんが、一概に着ていないから公務ではないとか、着ているから公務であるということではなくて、その事案ごとに、どういう活動でどういう状況にあったのか1件1件判断をさせていただきたいと思いますので、今のこの時点で、活動服を着ていないからそれには該当しないとは申し上げられません。

○ 伊波俊之助副委員長 それを聞いて安心しました。

そしてまた、横浜市は独自に配偶者も引き続きということでありますので、その点、大変うれしく思います。ありがとうございます。

○ 伏見幸枝委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 伏見幸枝委員長 それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 伏見幸枝委員長 御異議ないものと認め、市第11号議案については原案可決と決定いたします。

以上で消防局関係の審査は終了いたしました。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

休憩時刻 午前10時05分

(当 局 交 代)

再開時刻 午前10時16分

○ 伏見幸枝委員長 委員会を再開いたします。

◎ 市第2号議案の審査、採決

○ 伏見幸枝委員長 市民局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しましては着座のままで結構です。

初めに、市第2号議案を議題に供します。

市第2号議案 横浜市防犯のまちづくり推進条例の制定

○ 伏見幸枝委員長 当局の説明を求めます。

○ 熊市民局長 市第2号議案横浜市防犯のまちづくり推進条例の制定について御説明いたします。

議案書では97ページから99ページに記載がございますが、本日は別途お配りしている市第2号議案関連資料で御説明いたします。

初めに、1、趣旨ですが、近年、特殊詐欺やSNSを悪用した詐欺など、犯罪手口の多様化、巧妙化により、暮らしの中での安心・安全が脅かされていること、また、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化等に伴い、地域のつながりが希薄化していることなどにより、防犯活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会の実現に向け、防犯のまちづくりに関する市の責務や市民、事業者等の役割を明確にするとともに、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、基本事項を定める条例を制定いたします。

次に、2、条例の概要についてですが、本条例の目的は、防犯のまちづくりについて基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び地域活動団体の役割を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、市民の安心及び安全の確保に資することとしています。

次に、定義ですが、防犯のまちづくりとは、市民等の防犯意識の啓発、犯罪の起きにくい社会環境の整備、その他防犯に係る取組を市、市民等及び関係機関が協働し及び連携して行うこととしています。

基本理念は、市及び市民等は誰もが安心して安全に暮らすことができる社会を実現するため、次の3つの事項を基本として防犯のまちづくりに取り組むこととしています。

第1に、市民の安心及び安全を脅かすおそれが身近に潜んでいる可能性があることを意識すること。

第2に、子ども、高齢者、その他防犯において特に配慮を要する者の安心及び安全の確保に努めること。

第3に、市内各地域の実情を踏まえた防犯の取組を活力のある地域社会の形成にも資するよう、総合的かつ継続的に推進することとしています。

本市の責務は、国、神奈川県、その他の関係機関と連携を図り、防犯のまちづくりに関する施策を策定し及び実施することとしています。

市民の役割は、自らが犯罪被害を受けることを防止するよう必要な対策に努めるとともに、他の市民と支え合い、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努めることとしています。

事業者及び地域活動団体の役割は、事業または活動を通じて防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努めることとしています。

計画の策定では、市は本条例の目的を達成するため、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定すること。また、計画を策定し、これを変更する場合は、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとしています。

なお、ここに掲げる計画案につきましては、後ほど報告事項で御説明いたします。

最後に、施策の推進については、市は個人情報の保護等に配慮しつつ、データの分析、デジタル技術の積極的な活用等により、防犯のまちづくりに関する施策を推進していくこととしています。

2ページを御覧ください。

3、施行日につきましては、本条例の公布の日を予定しています。

なお、議決後、速やかに市報に登載し、公布いたします。

参考として、本条例制定に当たり実施したパブリックコメントの実施結果と主な意見を掲載しております

ので、後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。

- 伏見幸枝委員長 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
(発言する者なし)
- 伏見幸枝委員長 発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 伏見幸枝委員長 それでは、採決いたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 伏見幸枝委員長 御異議ないものと認め、市第2号議案につきましては原案可決と決定いたします。



◎ 横浜市防犯のまちづくり推進プランについて

- 伏見幸枝委員長 次に、報告事項に入ります。
初めに、横浜市防犯のまちづくり推進プランについてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- 熊城市民局長 横浜市防犯のまちづくり推進プランについて御報告いたします。
お手元に本プランの原案をお配りしておりますが、本日は説明用の資料で御説明いたします。
2ページを御覧ください。
初めに、プランの位置づけについてですが、条例と計画体系図の上段を御覧ください。
本プランは、先ほど御説明いたしました市第2号議案横浜市防犯のまちづくり推進条例の制定についてで御説明したとおり、条例の目的、理念達成のために施策を具体化するものとして位置づけております。また、中期計画と連動し、計画期間を2026年から2029年としています。
本プランでは、右側の下線部にもありますとおり、データの活用やDXの推進による施策推進を掲げており、安心を実感できる・安心を届けるスマートシティ横浜の実現に向け、先端技術で守る、迅速・的確な防犯データで守る、自分たちのまちは自分たちで守るの3つの方向性の下、施策を進めていきます。
3ページを御覧ください。
プランの推進に当たっては、警察等の関係機関と連携し、市民及び事業者の皆様の御協力を得ながら、全庁一丸となってプランを推進します。また、横浜市中期計画と連動した目標値を設定し、学識経験者など専門的な知見も取り入れながら、PDCAサイクルによる定期的な評価、検証を行うことで実効性と持続性を兼ね備えた計画運用を図ります。
4ページを御覧ください。
次に、プランの全体像についてですが、安心を実感できる・安心を届けるスマートシティ横浜を実現し、治安のよいまちだと思える市民の割合、現状66.8%でございますが、この向上に向けて3つのビジョンの下、8つの重点取組を中心に進めてまいります。次ページ以降で取組内容については御説明させていただきます。
5ページを御覧ください。
まず、ビジョン1の重点取組ですが、GISマップを活用した暗がりの解消では、これまでの地域からの

要望に応えた設置に加え、市が設置している防犯灯の位置情報を基に、住宅地における周囲25メートル以内に明かりがない場所を暗がりの可能性がある場所としてマップに可視化し、防犯灯の設置候補情報として活用することで、効果的かつ計画的に暗がりの解消を目指します。

なお、重点取組については資料記載のとおり、それぞれ中期計画と連動した計画期間における取組指標を設定しています。

G I Sマップを活用した取組では、明かりの充足率を計画期間内に100%とする予定です。

以降、全ての重点取組について、それぞれの取組指標を設置しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、防犯灯を活用した地域の見守り強化では、小学校周辺に防犯カメラ機能を備えた防犯灯を設置するほか、位置情報が確認できるI o T機能等を追加したスマート防犯灯による見守りシステムのモデル事業の効果を検証し、地域の見守り強化につなげてまいります。

6ページを御覧ください。

次に、ビジョン1の推進取組についてですが、こども・安全安心マップの活用、A I防犯カメラのモデル導入の検討を進めていきます。詳細については後ほど御覧ください。

7ページを御覧ください。

次に、ビジョン2の重点取組についてですが、データ活用による特殊詐欺対策の強化では、特殊詐欺の発生状況や手口など、警察等から提供されるデータを活用し、市民への効果的な注意喚起を行います。

また、本市の各部署が日常業務で行う通知や周知等の機会を活用し、通知等の対象者に応じた防犯情報を併せて届けるなど、効率的、効果的に被害防止や犯罪の加担防止につなげていきます。

防犯情報の迅速・効果的な発信では、多様化する犯罪の発生情報や速やかな注意喚起を要する防犯情報について、L I N E等のSNSや防犯eメールなど、即時性の高い手段を活用してスピーディーな周知を図ります。

また、様々な広報媒体を通じて自ら守る防犯の取組等を分かりやすく発信し、一人一人の防犯行動につなげます。

8ページを御覧ください。

次に、ビジョン2の推進取組についてですが、対象者に合わせた防犯啓発として、地域特性に応じた啓発、教育・福祉と連携した啓発、横浜市消費生活総合センターにおける相談情報の活用等に取り組んでいきます。

9ページを御覧ください。

次に、ビジョン3の重点取組についてですが、よこはま安心ボックスの設置支援では、ネット通販の普及等に伴い宅配需要が高まる中で、対面での受け取りへの不安や盗難、個人情報の流出等のリスクがあることを踏まえ、宅配ボックスの設置費用を補助し、安心して荷物を受け取れる環境づくりを進めます。また、再配達の減少により環境負荷の低減にもつなげます。

地域防犯カメラの設置支援では、自治会町内会への防犯カメラの設置補助を通じて地域の防犯活動を支援し、地域主体の防犯力向上を目指していきます。

10ページを御覧ください。

ながら見守りの強化では、通勤通学や買物、散歩など、日常生活の中での行動に防犯の視点を取り入れるながら見守りの取組を推進します。無理のない形で地域の見守りを広げることで、地域の安心感の向上を図ります。

ハマパトのモデル事業では、地域の自主パトロールが困難な時間帯に青色回転灯等を装備した車両による防犯パトロール、ハマパトをモデル実施し、有効性及び運用上の課題を整理します。モデル実施に当たっては、実施結果を地域と共有するなどして地域の防犯対策の強化につなげていきます。

11ページを御覧ください。

次に、ビジョン3の推進取組についてですが、地域防犯活動への支援、環境美化活動を通じた防犯対策、防犯の視点を取り入れた身近な公共空間づくりを進めていきます。

12ページを御覧ください。

今後のスケジュールについて、本日プランの原案について御報告しているところでございますが、今後条例案を議決いただいた後、条例の公布、施行と併せ、プランについても同日公表する予定です。

プランの広報、周知に当たっては、市役所、区役所での窓口配架、市ホームページへの掲載に加え、横浜市町内会連合会や区連合町内会を通じた地域への周知なども行っていく予定です。

御報告は以上でございます。

- 伏見幸枝委員長 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
- 武田勝久委員 初めに、私、磯子区なのですが、磯子区の総務課長、地域振興課長ともいろいろとやり取りさせていただいています。今年度、防犯の取組を行政の方もしっかり意識して、地域の方といろいろとコミュニケーションを取っているというお話がありまして、私たちもこれを進めてまいりましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

初めに、GISマップのところですが、ビジョン1の重点の、GISマップを活用した暗がりの解消ということで、今年度新たに行政側から地域に対してプッシュ型で設置箇所の提案をやっていく。その根拠がGISマップで、暗がりがあるこの設置はどうでしょうかという提案をすると理解しておりますが、私たちはよく地元の方から御要望いただくことが多くて、中には自治会町内会につながりがない方、防犯灯をつけてほしいのだけれども、これってどこに声を上げていいのだろうかという方も結構いらっしやって、そういった声が私たちに来るのです。

今回、行政側から地域に対して提案していくということですが、私たちが受ける、ここに付けてほしいというお声も含めて今回行政側から地域に提案していく、そういった声を届けてもらえるのかどうか確認させてください。

- 熊坂市民局長 そうした自治会町内会の方を今までも御支援させていただいて、今回プッシュ型でやるということと、あと、今、横浜市としても、地域の声を施策につなげていくという取組も進めているところでございます。

区役所地域振興課にそういったお声をいただければ、逆にその当該エリアの打合せの際に、こうした声も届いていますけれどもどうでしょうかということは町内会にフィードバックさせていただいて、防犯自体は、今、自治会町内会の皆様を中心となってやっていただいていることもあります。そういった方々と意見交換する材料にはぜひ使わせていただく中で、その地域、エリアの中で優先順位があったり、ほかの事情があるかもしれませんので、そういったこともよくよく議論していきながら進めていけるようにしていきたいと思ひます。

- 武田勝久委員 私たちもしっかり区役所と連携して、そういった情報共有をさせていただきます。

また、つけるかどうかの申請の判断はあくまで自治会町内会になるかと思ひますが、こういった手続に慣

れている会長もいれば、慣れていない会長だったり、いろいろと差があるかと思えます。防犯灯の設置の申請のサポートを、ぜひ行政も積極的にやっていったほうがいいのではないかと思うのです。なるべく地元の負担を軽くしてあげて、100%を目指して暗がりもなくすということですので、申請がスムーズに行くようなサポートを行政のほうでもすべきかなと思いますけれども、御見解いかがでしょうか。

- **熊坂市民局長** 今回、この4年間で100%を目指すというところにおいては、地域の皆様方のお力が非常に重要だと思っています。

一方で、私ども地域の皆様方の負担軽減ということも、大きな施策の一つとして捉えているところでございます。この暗がり箇所の確認も含めて、区の職員も一緒になって連携していくということで、区とは打合せをしているところでございます。本日の御意見もいただきながら、区としっかりと連携を取って、地域に負担のない形で皆さんが希望する場所に防犯灯がつけられるよう調整していきたいと思えます。

- **武田勝久委員** 続きまして、防犯の啓発の取り組み方でビジョンの2の推進です。啓発は大事だと思っております。初めて地域特性に応じた啓発とあるのですが、これは具体的にはどう取組を進められるのかお考えをお聞きしたいと思っております。

- **熊坂市民局長** あまりいい例ではないのですが、例えば昨年、青葉区での残念な事件が起きたということがあれば、関心が高まっていると。そういったところに不審者の情報を的確に防犯eメールとかで発信するとか、小学校向けのこのエリアに対してはこういった情報を送るとか、こういった警察情報もいただきながら、そのエリアで起きていることであつたり、そのエリアで何か起きそうなことがあつたら、その地域の関心の高まりに合わせてタイムリーに情報を送っていくことを考えています。

- **武田勝久委員** まさに、その地域で起きていることがそれぞれあつたりするので、そういった情報をしっかりスピーディーに周知するというのは非常に重要かと思っております。

1つ例を挙げると、私が聞いた話で、ある市営団地の中で詐欺の件が起きて、団地の方がこういったことが起きているということをスピーディーに知らせてほしいというお話、御要望があつたものですから、去年だったか、水道事業者を装って、訪問詐欺注意してくださいという啓発のチラシを、水道局が作られていて、それが掲示板であつたり、回覧で回っていたと思えました。結構具体的にこういう事例が今はやっているので注意してくださいと、すごくよく分かるなど、非常によかったなと思っております。そういった形で具体的にこういう事例が起きている、視覚に訴える啓発も今後進めていただきたいということで、要望でお伝えいたします。

それと、あと今まさに闇バイトのニュースもあつたりしまして、非常に関心もあるところですが、子供たちに対する啓発を教育現場でこれからもしっかり取り組んでいただきたいということであります。この2つ目の教育・福祉と連携した啓発とありますけれども、このあたりも補足があれば御説明ください。

- **熊坂市民局長** 闇バイトで未成年者が加害者になってしまう事件が起きている事実は承知しております。

こうした中、これまでもこういったことを防ぐために民間企業の方々と連携して、中学校で詐欺の被害者、加害者、両方に巻き込まれることに対する注意喚起の出前講座などもしています。こうした取組を拡充していきつつ、情報発信をしていくことで、まず子供がそういったところに巻き込まれない、どちらにもならない取組をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

- **武田勝久委員** 非常に大事なことだと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

最後です。ビジョン3の重点の中にながら見守りがあるのですが、少し分からないところがあつて教えて

いただきたいのです。ながら見守りの取組を無理のない形でやりますと。ここに目標の取組指標がありまして、自治会町内会の防犯活動実施率を100%としているのですけれども、このながら見守りの取り組み方はどのようにされるのか。また、その見守りというのは誰がやるのかを確認したいと思います。

- **熊坡市民局長** 例えば、一般の市民の方々がやられている活動例では、犬の散歩をされているときに、わんわんパトロールみたいな腕章をつけていただいて、子供たちとか、高齢者の方が徘徊していないかとか、そういったことをやっていたりしております。これ以外にも、ランニング見守りとかという活動をされているところもあります。

また、事業者の方でいえば、この資料の中にも御説明は割愛してしまったのですけれども、日本郵便と包括連携協定を結んで、郵便局の配達員が配達をしながら、不審者がいないかどうか、いたらそれを連絡していただくといった形で、事業者だったら日々の事業の活動の中でやっていることに加え、ちょっと地域の方に目を向けていただいて、異変がないかということを感じ取っていただく、そういった情報を共有し合うことをながら見守りと考えております。

- **武田勝久委員** 私もそういう取組をイメージしておりまして、一方で、ここを出してある指標が自治会町内会の活動の実施率とあって、自治会町内会にフォーカスが当たっているのです。

今のお話ですと、自治会町内会関係なく市民の皆様、また事業者の皆様、幅広く防犯の取組、ながら見守りをやっていたきたいという趣旨だったと思うので、ここに実は違和感を感じていて、自治会町内会の方がぱっと見たときにすごく負担感を感じるのかなど。私たちがまた追加で何かやらなければいけないのかなとか、いろいろと負担感を感じさせている指標のように見えてしまうのです。

ですので、これは自治会町内会ができるところはもちろん、いろいろやっていたと思うのですけれども、今人手不足、担い手不足もある。趣旨は分かるのだけれども、どうしても、散歩の見守りすらもちょっと自治会町内会としては難しいのだということもあろうかと思うのです。だから、これ指標の在り方としてどうなのか、ちょっと疑問を今持っているのです。

- **熊坡市民局長** 本日お配りしている防犯のまちづくりの原案の46ページを御覧ください。

これが全てではないのですが、防犯活動に取り組んだことがありますかという中で、16番、参加したことがないに加えて、参加したいのだけれどもどのような活動があるか分からないみたいな形で、地域活動を求めている方も一定数いる。防災であったり、防犯であったり、お祭りも、こういった地域活動をきっかけとして自治会活動の担い手になっていただける方も、非常にケースとしては多いと承知しております。

ですので、そうした思いのある方に、私たちがこういった防犯活動ができるのですよということを情報提供しつつ、そういったものが地域につながって行って、最終的にそれが地域全体の防犯の取組につながっていけばいいなという思いもあって、今回、あと政策指標として、分けるときにどこに分類すべきかということもあって、今こういった設定をさせていただいたのですが、理由としては今申し上げたとおり、個人の活動を地域の活動にし、それが最終的に自治会の担い手にもつながっていく。そういったことがつながっていけるように、区のそれぞれの地区担当の職員とも地域の方が連携しながら、先ほど委員のお話があったように区役所にお話があったこと、それを地域に伝えていく、そういったことの還流の中でこの自治会活動につなげていければと思います。今の違和感、御意見賜りましたので、そういったことが負担感につながらないように、丁寧に自治会町内会、区連合町内会等で説明する際には気をつけていきたいと思います。

- **武田勝久委員** 丁寧に地域と連携を、コミュニケーションを取ってください。

私は、ここで挙げる指標については、どちらかというところよりはその前のビジョン2の重点の指標でもあるように、市民の方が何かしら防犯対策を実施しているという、市民の方の何かやっていますという、市民実感が上がるということのほうがフィットするような気がしていたので、そういったことを今御意見申し上げておりますけれども、いずれにせよ自治会町内会がマイナスな印象を持たれないような丁寧な説明をお願いしたいと思います。

- **深作祐衣委員** 私も今のところの関連で1点お伺いしたいのですが、ながら見守りというか、具体的には学援隊のことです。学援隊って多分所管が市民局ではなくて教育委員会だということは承知しているのですが、結構地域の方からこの学援隊もなかなか苦しいということを知っています。

学援隊というのは主に、明確に学校に通う際の見守りということになると思うのですが、言ってみたら散歩とか、通勤している方、買物とか、そういった方々を見守りにもつながる要素はある、防犯の視点という要素は大きいのではないかなと思うのですが、学援隊の取扱いというのは、例えばながら見守りとか、その次の11ページの地域防犯活動への支援というところには入ってくるなど、何か考え方を教えていただけますでしょうか。

- **熊城市民局長** 学援隊につきましては、委員がおっしゃっていただいたとおり、学校と保護者、地域の方々が協働して学校の安全管理活動を行う、支援を行うというところで、教育委員会が所管しているところがございます。その活動例の中にはまさに子供の見守りというところがございますので、ながら見守りというよりは見守り本務かと思えます。

一方で、その事例の中を見させていただきますと、例えば単に学校の花壇を整備しているところであっても、そこに子供たちの姿を見守りながら花壇をやっているのでしたら、それはながら見守りという形にはなるのですけれども、学援隊の活動に当たりますよというのは教育委員会から伺っています。ですので、そういう意味では、子供たちを含めて、こういった見守りをしていただくというのは、ある意味では学援隊そのものの活動と認識しているところで、それ自体を本務でやっていただいているところもあるので、逆に言うとながら見守りと言ってしまってもいいのかなと今私どもは受け止めています。

- **深作祐衣委員** ということは、考え方としては別のものと考えていく。確かに見守り本務なのだと思うのですが、その学援隊も含めて地域防犯活動として見るということなのか、そうではないのかというところで、どうでしょう。

- **熊城市民局長** そういう意味では、見守り自体を本務でやっていただいておりますので、これも防犯に資する重要な地域の防犯活動の一つだとは認識しております。

- **深作祐衣委員** 自治会町内会なのか、学援隊という組織なのかと、一般的にそこに関わっている、所属していない方、または関わりがあまり濃くない方からしたら、どっちがどっちということはあまり認識がない中で見守っていただいていることになると思いますし、活動してくださる方のボランティアな気持ちや時間も大変有限ではあります。そこら辺が、分断されないというか、どこに属しているかということあまり区切りをつけ過ぎてしまうと、どんどん関わりが逆に難しくなる場合もある。所管が違うということもあるのだと思いますが、全体として見守りがより増えていく、充実していくような形を局横断で模索していただけるとありがたいと思います。

- **山浦英太委員** 私からは簡潔に要望したいのですが、高齢者向けの特殊詐欺対策が進んでいる一方

で、若年層向け対策は追いついていないと私は考えます。だからこそ、今後地域や教育現場などとの連携強化をぜひしてください。

また、ビジョン2のところにもありますとおり啓発活動をやられているし、これからもやっていくと思うのですけれども、どういう啓発をしているのか。また、今後どのようなことを改善して啓発活動しようとしているのか簡単に教えていただけますか。

- **熊坂市民局長** 高齢者層でいえば、例えば今でしたら介護保険の通知を送るときに特殊詐欺のチラシも同封するというので、ターゲット層に合った形で、また高齢者に見ていただきやすいデザインで送ることはしています。

今本当にSNSを通じた若年層が被害者、加害者、双方に巻き込まれていくのは非常に多くなってきていると危機感は持っております。そういう意味では、先ほど申し上げた出前授業とか、民間の力を借りるだけではなく、この防犯の情報、例えばパマトコやすぐーとか、既存の媒体で学校が出しているときにどういったことができるかみたいなことを、局横断でこの防犯を、子供たちを守っていくためにはどうすればいいのかという視点で取組を検討していければと思います。

- **山浦英太委員** 実際の詐欺の手口とか心理的誘導等、SNS上での危険性について啓発していくことも重要ですが、この間ニュース等でもあった、他都市では実際に、強盗殺人罪を犯した場合はどのような刑罰があるのか。また、犯罪側にあった家族が将来どのような痛みを伴っていくのか、そういったことも動画などを作成してやった啓発活動も見受けられたので、ぜひ今までと同じような啓発ではなく、新しい取組をしていただきますよう要望しておきます。

- **かざまあさみ委員** 今、様々お話があったのに関連しているのですけれども、栃木県の強盗殺人事件があって、横浜市の方も結構心配されている方が多いなと思っていて、私の地元の小机の方が指示役ということで、その辺でもやはり心配されている方も多いという話です。

栃木県では、不審な車や人の目撃情報が地域の回覧板で共有されていたというお話もあって、逆に小机はどうだったのかということもあります。小机の場合、周辺で路上駐車されていた白い高級外車が目撃されていたということもあって、不審に思われている方もいたのかなと思っています。

その中で、そういう情報を提供しやすくする。神奈川県警察がやっているピーガル君などあると思うのですけれども、横浜市としても犯罪が起り得る状況だったり、不審者の情報というのをもっと集まるように、気軽に提供してもらえるように広報していくべきと考えているのです。その辺いかがでしょうか。

- **熊坂市民局長** 不審者情報については、もともとの神奈川県警察が出しているアプリもそうですし、本市もその情報をいただいたものをLINE等を使って発信はしています。

ただ、防犯に関心を持っていただいて、防犯情報を得たいという形を取っていただかないことには、その情報が届かないというところもあります。まずは面的なもので、こういったものがある、自分のところのエリアの情報を知れるよといったことを多くの方に知っていただいて、受け取っていただける環境をつくっていく必要があると思います。

そういった意味でも、地域の方のお声がけも含めて、行政からぱっと出すよりも、地域の方からこんな便利なアプリがあるみたいよみたいなことがあると、では私もやってみようかしらみたいなこともあると思います。広報に当たっては、従前の面的なものに加えて、ナッジ的なものであったり地域の方のお力も借りながら受け取ってもらえることをまず検討していきたいと思っています。

- **かざまあさみ委員** 私も横浜市の公式LINEへ登録していて、近所の不審者の情報などがあると子供に共有したりなどはしているのです。あれすごくいいので、もっと広報してほしいと同時に、情報提供のほうも、双方の広報を推進していただけたらと思いますので、要望いたします。
- **伊波俊之助副委員長** 皆さん本当に、市議員というよりも市民目線でいろいろと御質疑されたと思っております。地域の部分でも委員会で触れさせていただいた部分もあるのですが、例えば闇バイト、刑罰がどうなっていくということだとか、そういったことって教育の視点で物すごく必要な部分だなと思っております。
- 一つこういったことができないかなということであるのですけれども、例えば県警察と連携して、中学校に制服の警官が説明に行ってもら。制服で行くということがひとつ肝になってくるのですけれども、民間の皆さんですとそれなりの格好になってくるのですけれども、制服で行っていただく。
- 政令市なので、横浜市は各区に1つは警察署がある。中区でいうと実は4つの警察署があります。県警察本部を入れれば5つになるわけですが、それぞれ所轄を持っている中で、中学校にお巡りさんが行ってもらうことについての子供たちの反応というのは僕はすごく大事だなと思っております。
- 何で警察官が来ているのと、それだけ大事なことだよということで、みんな注意して、先ほど局長もおっしゃっていましたように、加害者になり得る、あるいは被害者にもなり得るのだという視点の中で、横浜市にも県警察から職員もお見えになっていますけれども、そういった方々としっかり連携する中で、所轄の職員の皆さんが中学校にしっかりとそういった説明に行くという考え方、その辺いかがでございましょうか。
- **檜山地域支援部長** 今、副委員長が御意見いただいたように、実際に各区と各警察署が連携して、警察署、警察官が制服を着て出前講座のようなものをやったりというのは今もしておりますし、よりそれを強化していくということは引き続きやっていきたいと思っております。
- **伊波俊之助副委員長** 市民の皆さんというのは、神奈川県と横浜市の役割は関係ないので、どういふことをやっているのかということが大変重要になってきます。教育委員会と市民局だとか、いろいろ役割があると思うのですけれども、市民生活においてそういった事情なんかはどうでもよくて、高齢者、現役世代も含めて、子供が安心して過ごせるか。市長も安全・安心と掲げてきていますけれども、この部分はすごく大事だと思っております。ここは教育委員会の役割だとかではなくて、しっかりと横串を差してやっていただきたいと思うのです。いかがでございましょう。副市長にお聞きします。
- **佐藤副市長** 今回、この防犯の関係のプランをつくるに当たって、まず一つ大事なところは、各局、区、教育委員会含めて連携していくという取組は当然大事だとは思っております。その一方で、これは個人的にも思っているのですけれども、それぞれの局の中で、子供たちが加害者にならない、あるいは被害者にならない取組を、きちんと突き詰めて、どうすればいいのかということも考えていくこともひとつ大事なのかなとも思うのです。
- 特に先ほども栃木県の事件が出ておりました。あの子たちはどういう子供たちだったのかということも、そういう子たちに響く啓発の仕方を考えていかないといけない。通り一遍に、こういうことをやったら、将来もし加害者になってしまったら将来大変なことになるよ、だからやらないでねという広報だと、普通に真面目に聞いている子たちはそうだよねと分かるのですけれども、踏み込んでいってしまう子たちというのはどういう子たちに対して響くのか、そういうところをこういう啓発みたいなものの中で、相手にどうやったら響くのかということを考えてやっていかなければいけないのかなと思います。
- ですから、高齢者の方に向けて行う広報とか、子供たちに向けて行う啓発とか、そういうものはやはり

違ってくると思っております、それはそれぞれの局の中でしっかりと考えた上で取組を進めていく必要があると思います。

その上で、横浜市全体としての防犯プランを推進していく上でどうなのか。あるいは一局だけでは難しいということであれば、各局で連携した取組を、しっかりと市民局でリーダーシップを取って、課題も認識した上で各局を支える部分は支えてやっていくことが大事だと思っております、そういった視点からしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

- 伊波俊之助副委員長　こういった防犯関係を所管する市民局でありますので、それを所管する佐藤副市長のほうでリーダーシップ発揮していただいて、全庁一丸になって取り組んでください。
- 伏見幸枝委員長　他に御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度にとどめます。



◎ ヨコハマ生活応援クーポン（横浜市食料品等価格高騰対応給付事業）の状況について

- 伏見幸枝委員長　次に、ヨコハマ生活応援クーポン（横浜市食料品等価格高騰対応給付事業）の状況についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 熊坂市民局長　それでは、ヨコハマ生活応援クーポン（横浜市食料品等価格高騰対応給付事業）の状況について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

1、事業概要ですが、改めて本事業は令和7年度1月補正事業を全額明許繰越したものであり、食料品等の価格高騰に直面する生活者への支援として可能な限り速やかに支援が行き届くよう、給付事業を実施するものでございます。

（1）予算額ですが、179億872万6000円です。財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。

（2）対象者は、令和8年4月1日時点で19歳以上かつ基準日である令和8年2月1日時点で本市に住民登録のある方としています。

（3）給付内容は、お一人当たり5000円相当の電子クーポンまたは商品券です。

（4）申込方法ですが、世帯主宛てに案内はがきを送付し、オンライン申請により電子クーポンまたは商品券を選択いただきます。

（5）スケジュールですが、本年4月22日から対象者に案内はがきを順次発送しており、電子クーポンの給付が開始されています。送付したはがきが到着し始める4月27日からは18区役所及び市役所に相談ブースを設置し、デジタルに不慣れな方への支援を開始いたしました。また、5月11日からは郵便局での出張相談会も開始しております。5月18日からは、商品券を選択された方に対し、商品券の発送を順次行っているところでございます。昨日6月1日からは、外出が困難な方等を対象に、コールセンターでの商品券の電話申込受付を開始いたしました。

今後の予定となりますが、6月下旬には申込みをされていない方に対して、申込みの勧奨はがきを発送する予定でございます。

なお、申込みの期限は7月31日までとなっております。

次に、申込状況ですが、5月31日時点で227万3339人の方がお申込みをされておまして、申込率として

は70.6%となっております。

なお、電子クーポンと商品券の内訳は記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

3、相談ブース及びコールセンターの稼働状況です。

折れ線グラフを御覧ください。

青い折れ線は、18区役所及び市役所に設けた相談ブースの対応数となっており、案内はがき発送直後となるゴールデンウィーク前後は1日当たり4000から5000件程度で、多くの市民の方から御相談を受けたこともありまして、一時的にお待たせすることもありましたが、事前に応援体制を強化するなど着実に対応してまいりました。なお、現在混雑は発生しておりません。

赤い折れ線は、コールセンターでの対応件数でございます。こちらも案内はがき発送直後、同様に1日当たり4000から5000件程度のお問合せをいただいておりますが、現在は1日2000件程度となっております。

最後に、4、申込率向上に向けての取組でございますが、より多くの市民の皆様へ支援が行き渡るよう、ここに記載しているとおり各種SNS及び広報よこはまなど、デジタルとアナログの両面から重層的な広報を行うとともに、先ほども御説明いたしました、コールセンターでの商品券の電話申込受付、未申請者に対する申込みの勧奨はがきの発送など、取組を進めていきます。

ヨコハマ生活応援クーポンの御説明は以上です。

- 伏見幸枝委員長 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
- 武田勝久委員 6月1日からの商品券に関する電話の申込受付を始めていただいたということで、大変ありがたいと思います。強いて言えば、事前に御説明、御連絡があったらよかったと思うのです。というのは、私たちが市民の皆様のところに行ったりするのですけれども、そのときに特に高齢者の方から結構いろいろな意見を言われました。

代表して、率直にお伝えしますが、スマートフォンが使えていない、スマートフォンをそもそも持っていない人は申請ができない。あと、区役所に相談窓口をつくっていただきましたが、そこまで行くのももう本当にしんどいという方もいらっしゃいます。そもそも、こういうクーポンをやっているということさえも知らないという方もいたりしました。ですので、私たちもある意味、こういう部分の広報の役割も担いながら、市民の皆様へ周知しているところでもありますので、新しくこうやって電話の受付をやっていただけるということで、またそれもはっきり私もお伝えしていきたいと思っております、なるべく多くの方が受けられるようにやっていきたいなと思っております。

意見にとどめているのですが、今回プル型でやっているということで、プル型の課題が今回いろいろ出てきたのかと受け取っております。今回しっかり、7月末までに着々と進めていただきたいのですが、今回得られたものをぜひ、同じような事業を次にやるときはしっかり生かしていただきたいと思います。

どうしても高齢者に対して冷たいよねという率直な御意見もいただいておりますので、今後デジタルの施策に対して対応できる人とできない人が本当に分断されてしまうものを現場でひしひしと感じたりしてきました。そのあたりも今後いろいろと意見交換させていただきながら、よりよいものを作っていただければと思っております。これは御意見ですので、よろしく願いいたします。

- 増永純女委員 今、武田委員もお話があったので、それに関連して、地域の行政書士の方々から、成年後見人等になっている方々が施設に入られたり、自分では申請が難しいという方について相談を受けるのだけ

れども、その対応がかなり大変だったというお話を受けました。自分では申請ができないけれども、金銭的に少しでもという方々が、間に入ってくださっている方がかなり区役所等を奔走して、その方がスマートフォンを持っていないので、ただ、自分のスマートフォンではできないとなってしまうと、個人情報との兼ね合いもあるので、どうやってあげたらいいか。区役所に行って手続をしてかなり大変だったみたいなお話をいただいて、最初からこういったコールセンターがもしあればもっと早くやりたかったなということで、お伝えしたところ御意見もいただきました。自らがやらない方もたくさんいらっしゃるということも念頭に置きまして、スマートフォンのない方、またはその本人が来られない方も視野に入れて、ぜひ次回こういったものがあればやっていただきたいなということを、要望にとどめてお伝えしたいというのが1点です。

もう一つ、コールセンターが6月1日開始したばかりなので、まだ状況等は不明瞭なところも多いと思うのですが、今後コールセンターにはどういった方がどれくらい来そうかなという予測とか、対応はこうなっていくのかという状況等がもしあれば教えてください。

- **熊坂市民局長** 今、お二人の委員から貴重な御意見をいただきました。本当にありがとうございました。改めて、今回まずはとにかくこの物価高騰の中、迅速に速やかに多くの方に届けたいという思いでこのような方式を初めて取らせていただきました。その結果、1か月で70%というところでは、一定程度の効果は狙いとしては合っているのかなと思っています。

その一方で、今いただいたお声は私たちにも届いております。その中で何ができるかというところで、今まさにおっしゃった皆様方のお声に対応するため、6月1日から対応いたしましたところでございます。

今回につきましては、安西委員からも基本計画特別委員会での検証について御質問いただきまして、私どもとしても今までの申込みの整理、分類はもとより、こういった皆様方のお声もしっかり受け止めて次の事業に検証していきたい。また、今回オンラインの申請をしたメリットとして、給付メニューをどのタイミングでどの年代の人が動いたかというデータも取れますので、ある意味ではオンラインのメリット、響くところとそこで出てきた今回の課題を総合的に、多角的に検証を行って次の事業に進めたいと思います。本当に貴重な御意見をありがとうございました。

その上で、6月1日以降のコールセンターの対応については、総務部長から回答いたします。

- **金島総務部長** コールセンターにつきましては、昨日から委員も御指摘のとおり始まったばかりということで、まだ今後の動向を見通せない部分はございますが、この間、例えば区役所に行くこともままならないとか、スマートフォンをそもそも持っていないというお声も直接伺ったり、委員の皆様方からこんな声があったよということを御相談いただいたりもございます。今後の、残り7月末までということなので2か月間の間ですが、しっかりとできる広報をちゃんとやっていって、その上でできるだけ多くの方にコールセンターも御活用いただきたいと思っていますところでございます。

もう一点、代理人の方の受付につきましても、多少遅きに失した感はあるのですが、ちょうど昨日ぐらいから法定代理人による申込みについて、少し運用の仕方を整えまして、ホームページにも御案内を載せているところです。法定代理人の方も幾つか必要書類というのはどうしても頂かなければいけない部分はございますが、その辺の手続もスムーズになるべくやっていただけるように、御案内を掲載しているところでございます。

- **増永純女委員** 御対応いただきましてありがとうございます。

いろいろ御意見あると思うのですが、ただ、7割の方にはきちんと届いているという実績もありますので、

そこは市民の方に御理解いただければと思って、私も地域の方には御説明差し上げたいと思っております。

もう一点、今回例えばコロナ禍ではレシ活があって、国からの給付しましょうということで下りてくる、それをどのように自治体に合わせてやっていくかということはもちろん重要なのですが、市民の方から毎回アプリが違ったり、やり方が違ったりというので、毎回アップデートというか、今回はこうだ、今回はこうだということで、そのたびに学び直さなければいけない。

例えば、横浜市は、こういう取組があったらこれを使えばいいよねみたいなことができると、事務手続も簡易化して、市民の方も一度覚えれば、前回こういうものもあったからこう使えばいいよねと、毎回学び直したり毎回対応が違くと、区役所も苦慮されるのかなと感じたのです。そういうやり方の統一化も視野に入れて今後検討はできないものなのでしょうか。

- **熊坂市民局長** 古くは地域振興券という紙を配るところから始めて、コロナ禍での10万円給付、今回の生活応援クーポン、紙から、本当に真に必要なときに現金でと。さらに今回は、社会背景の中でも、とにかく90%以上の家庭にスマートフォンがあるという状況の中で、迅速に届けるにはどうすればいいのかということの中では、置かれている状況が刻々と変わっていく中、真に市民の方が求めているところに刺さらないといけないということもあります。もしくは、そもそもこういったことがなく平穩無事に暮らせるのが一番いいのですが、緊急対策の面もありますので、なかなか難しいところがあります。

ただ、そうはいいながらも、例えばこの前のレシ活のところからの反省も生かしつつ、今回については、より多くの金額を市民の方に還元するという中では、事務費を10%以内に収めて、効率的にどうやってこの事業を展開していくかというチャレンジングな部分もございます。今回こういった追加の対応についても、この1割の中で何とかやっというので、今やりくりをしています。

ですので、やり方をきっちりということは難しいかもしれませんが、一方で先ほどいただいた課題とかをどうしていくのかというのは、新たな技術、その時代に合わせて活用する中で、より市民の利便性を上げていく方向に生かしていくということだけはしっかりやっていきたいと思っております。貴重な御意見ありがとうございます。

- **増永純女委員** 時代の変遷に伴って、やり方も手法も変えてということだと思うのですが、市民目線に立てば、毎回同じであったほうが分かりやすいというものもあると思います。ぜひそういったことも中長期的な視野にも入れながら、そういった開発等も進めていただければと要望いたします。

(「現金だよ。現金が一番」と呼ぶ者あり)

- **かざまあさみ委員** 私からも質問いたします。

6月1日から電話の商品券の申込みが始まったということで、先ほどからあるように様々御意見いただいていたので、よかったなと感じております。

一方で、途中からこの電話が始まったので、電話で申し込めるというのをまだ知らない方が多いのかと思います。6月下旬に、まだ申込みされていない方にははがきを再度送るといった記載があるのですが、これに電話でも申込みができるというのがしっかり記載されているのかが気になったのです。こちらはいかがでしょうか。

- **伏見幸枝委員長** 申し訳ありません。質疑の途中ですが、全ての傍聴人の皆様方に申し上げておりますが、委員会の妨げになりますので、御静粛をお願いいたします。

なお、委員長の命令に従わないときには、委員会条例第13条第2項の規定により退場を命じますので、念

のため申し添えておきます。

それでは、答弁よろしく願いいたします。

- **熊坂市民局長** おっしゃるとおりでして、次の勸奨はがきというのが、ある意味受け取っていない市民の方にダイレクトに届く最後のチャンスでございますので、今回の取組、6月1日からについてもより分かりやすく、それを見れば、そうなのだなど、役所のものって結構細かかったりとか見づらいという御意見もいただいていますので、そういった意見もしっかり反映しながら、分かりやすい、そして今必要となっている電話での申込みもしっかり明記した形で送る予定でございます。
- **かざまあさみ委員** 明記してあるということで安心しました。大事なはがきなのだというのが分かるように、目立つようなデザインにしていただけたらと思っております。

あと、効果検証というのはすごく大事だと思っております、今回いろいろな自治体、様々な方法でやっていると思います。簡単にというのがあるのですが、一番重要なのが申込率というか、ちゃんとしっかりと届いたかどうかということだと思っていて、やり方が難しかったりすると、本当に必要としている人に一番届きにくくなってしまっているというのがあるなと思います。申込率のところを他都市と比べてどうだったかとか、どういうやり方だと確実に届くのかということもしっかりと効果検証していただきたいということを要望いたします。
- **長谷川えつこ委員** 今回このクーポン、横浜市在住で19歳以上の方を対象とされていらっしゃいます。この支援の目的は、物価高騰に伴う家庭の応援という給付の目的がある中で、19歳以上となりますと、その家庭自体に、私の場合19歳以上は私1人で、あとは子供という家計と、そして19歳以上ばかり働いている世帯が住んでいる家計とある中で、今これからいろいろ検証していく中で、本当にこれが家計の応援に、物価高騰につながったのかどうか、しっかりと見ていただければなと思います。19歳以上ということで、それぞれ違う構成で成り立っている家計において、しっかりと支援につながっているかどうか、今のところ肌感覚で何か感じることはございますでしょうか。
- **熊坂市民局長** 19歳を一つの分岐点にしていますのは、これだけが横浜市の物価高騰対策ではなくて、パッケージとして、2万円の子ども手当への増額の部分で、あとは全世代で使える商品券、商店街のクーポン、こういったものをトータルで経済対策をしているという中で、まだそれぞれのものを最終的に合わせた形の検証はしていないのですが、先ほど申し上げたとおり、まずは7割の方に受け取っていただけているということは、今本当に厳しい生活だと言っている方にとっては一定の効果があったのではないかなと思っております。

今いただいたとおり、この物価高騰対策、その3つの柱全体での検証も視野に、各局と情報共有しながら今後の施策に生かしていきたいと思っております。
- **長谷川えつこ委員** 横浜市は19歳以下の、18歳までの方に2万円給付しているのですが、各自治体ではそういったものがない代わりなのか、年齢問わずにやっていたり、あとは子供・子育て世帯を中心的にやっていたり、あるところがあるので、今後こういった給付もこういった形であればかなり訴求ができて、そしてしっかりと必要ところに支援としてつながっていくか、そういったところもしっかりと検証しつつ、つなげていっていただければなと思っております。
- **深作祐衣委員** 私から1点、マイナンバーカードの公金受取口座、事前にいろいろやり取りをさせていただいたときに、その活用ももちろん考えたのだけれども、その登録の数が、これだけ大きい自治体だと

なかなか進んでいないこともあって難しい。そっちが手間というか、全体的な経費も含めてかかってしまうと
いった御説明もあったと思っはいるのですけれども、今後こういった何かしらの給付が走っていく可能性
を考えると、公金受取口座の登録率向上みたいなのところも、国全体としてでもありますが、進めていかな
くはいけないのかなと思います。そのあたりは、横浜市で独自にやっといこうと必要性として感じていらっ
しやる部分があったり、御所感いかがでしょうか。

- **熊坂市民局長** 今日の日経新聞でも、次の給付に向かって、国がやるべきなのか、自治体がやるべきなの
かみたいな記事がありました。その中で、口座の登録をどうするかみたいなことも触れられていましたが、
マイナンバーカードを所管している部署としましても、83%ぐらいの方がマイナンバーカードを持っていた
だいているという状況の中でいくと、そういった形でひもづけされて、しっかりと登録していただいてス
ムーズに流れていくというのは、当初マイナンバーカードをつくった国のデジタル政策の基盤にしていくと
いう方向性としては望ましいものだと考えております。

一方で、今、全員が必ず持たなければならないものという位置づけでもない中で言うと、何がいいのかと
いうのは、どのターゲットにどのような給付をしていくかによっても変わってくると思います。それぞれに
応じた形で効率的な執行ができるよう、その都度置かれている状況の中で、皆さんの意見も聞きながら判断
していきたいと思っはいます。

- **深作祐衣委員** 先ほど増永委員の質問にもありましたけれども、毎回変わってしまうというところで、な
かなか苦しさがあるということもありますし、ただ一方で、いろいろな形がおっしやいましたが、もしか
したら公金受取口座よりもこういった電子クーポンとか民間の決済サービスに流したほうが迅速な給付
ができる可能性というの、もちろん大きくあるのだろうというのは今回の件を見ていて思っはいます。

そこは今回データを取ることができると思っはいますので、利用状況の把握とか効果検証などをぜひして
いただきながらも、あとは毎回の郵送料とか事務経費もばかにならないものだろうとは推察できます。自治体と
して独自で公金受取口座のことをやっといくのは物すごく難しいことなのかもしれませんが、そういった要
望を国に出すとか、必要なことをやっといくべきなのではないかと、毎回この給付関連の議案が出てきたと
きに思っはいます。そこは私自身も考えてまいりたいと思っはいますが、ぜひ今回のこの電子クーポンでの給付、
様々ないろいろデータを見せていただきたいと思っはいますので、引き続き最後まで着実に進めてください。要望
します。

(「現金なら何の問題がない、現金でまるっと解決」と呼ぶ者あり)

- **伏見幸枝委員長** 引き続き進めさせていただきます。
- **中島光徳副委員長** 基本計画特別委員会で、うちの公明党会派から、今回のいろいろな市民サービスの流
れの中で、本市のデジタル化の実績をどのように把握して共有し、また市民サービスの向上につなげていく
かと市長に質問して、市長からも、この機構改革によって様々なデジタル化の課題を抽出した上で、具体的に
市民サービスの向上を図っていくという答弁がありました。

現場は各区でこういうサービスというのは窓口を持ってやっといくと思っはいますけれども、具体的にこうい
う市民サービスの向上を、繰り返し同じ課題が出てくるのではなくて、今お話があったとおっはデジタル化を
進めているわけですから、それをどう効率的に具体的に市民サービスにつなげていくかというのは非常に大
事なことだと思っはいます。その辺はどんな形で進めていくのかを局長に聞きたいと思っはいます。

- **熊坂市民局長** こうしたデータを局で保有しているのではなくて、行財政局を含めて、全ての情報が集ま

るところに持ち込んで、そこでしっかり棚卸しをして、今横浜市もデータ駆動型政策を掲げています。まさにそこが肝の部分ですし、私たちは今、区役所のリデザインについても、BPRとか、ああいう形を進めながらどう業務を効率していくかというまさに中心地にありますので、この給付事業に限らず全ての事業において、次期中期計画にも掲げておりますこの効率的な事務事業を通じて、いかに市民の実感につなげていくかを局職員一同しっかりと胸に刻みながら、事業に向き合っていきたいと思います。

- **中島光徳副委員長** 今、特別委員会の質問と重ねて聞きましたけれども、ぜひこの市民サービスの向上に向けて、DXも含めて進めていただければと思いますし、この1年、局長を中心にそれを具体的に進めて、どんな形ができていくかなという事は常任委員会としてもしっかり見ていきたいなと思います。どうかよろしくをお願いします。

- **伏見幸枝委員長** 他に御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度にとどめます。

以上で市民局関係の審査は終了いたしました。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

休憩時刻 午前11時27分

(当 局 交 代)

再開時刻 午前11時55分

- **伏見幸枝委員長** 委員会を再開いたします。

◎ **市第6号議案の審査、採決**

- **伏見幸枝委員長** 資源循環局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しましては着座のままです。

初めに、市第6号議案を議題に供します。

市第6号議案 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部
改正

- **伏見幸枝委員長** 当局の説明を求めます。

- **吉川資源循環局長** 市第6号議案横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部改正につきまして御説明をいたします。

恐れ入ります。資料の2ページを御覧願います。

1、趣旨ですが、横浜市では望まない受動喫煙の防止を図るため、令和7年4月から公園の禁煙化を実施いたしました。横浜市中期計画2026～2029（原案）にも望まない受動喫煙を防止する取組を位置づけておりまして、既存の取組に加え、誰もが快適に暮らせるまちづくりに向け、対策をさらに推進していくために、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例を改正し、道路等屋外の公共の場所における喫煙を禁止しようとするものでございます。

3ページを御覧願います。

2、市民意見募集の概要でございます。今回の条例改正に向けまして、市民の皆様から御意見をいただく

ため意見募集を行いました。実施概要としまして、期間は令和8年2月13日から3月15日までの31日間でございます。

主な周知方法は、市ホームページ及び広報よこはまの掲載や各区役所、市民情報センターへのリーフレットの配架などにより周知を行ったところでございます。

意見提出方法は、横浜市電子申請届出システムや郵送などでございます。

御意見の件数は、合計で1968件となっております。

4ページを御覧願います。

御意見の内容でございますが、全体の御意見のうち、賛成及び条件付賛成が約71%、反対及び条件付反対が約9%という結果でございました。

賛成及び条件付賛成と回答した方の御意見といたしましては、受動喫煙が気になる、条例改正の内容を十分に周知してほしい、分煙のため喫煙所の整備が必要との声がありました。

反対及び条件付反対と回答した方の御意見としましては、喫煙所が少ない、たばこ税をもっと喫煙者のために活用してほしいとの声がありました。

中立または不明の御意見といたしましては、喫煙所をもっと設置すべき、条例改正の内容を十分周知すべきなどの声がありました。

5ページを御覧願います。

寄せられた意見の条例改正及び施策への反映でございます。資料といたしましては、左側には寄せられた御意見を、右側には条例改正や施策への反映を記載しております。

まず、左側の①屋内外における受動喫煙に関する御意見につきましては、右側の1つ目の四角囲みにありますように、受動喫煙防止の観点から、喫煙による被害の防止の視点を改正条例の目的に位置づけました。

左の②喫煙所の整備など分煙環境整備に関する御意見につきましては、右の2つ目の四角囲みにありますように、分煙環境整備を改正条例の市の責務に位置づけました。また、新たな喫煙所の整備及び民間が整備する公衆喫煙所への補助や密閉型喫煙所への転換、喫煙所マップの提供や案内についての取組も推進してまいります。

左の③巡回強化や実効性確保、過料適用などに関する御意見につきましては、右の3つ目の四角囲みにありますように、喫煙禁止地区内外の指導やパトロールの実施、路上喫煙実態調査の結果を踏まえた対応に生かしてまいります。

6ページを御覧願います。

3、主な改正内容でございます。

まず、条例名称でございます。屋外の公共の場所における喫煙の防止を先頭に位置づけ、本市が喫煙対策に取り組んでいくことを市民に分かりやすく伝えるために、現行の条例名称を横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例に変更いたします。

7ページを御覧願います。

目的につきましては、喫煙を取り巻く状況や市民意識の変化を踏まえまして、屋外の公共の場所での受動喫煙防止の観点から、喫煙による身体及び財産に対する被害の防止を明記いたします。

なお、参考といたしまして、条文案の関係部分を囲みの中に記載しております。

市の責務につきましては、喫煙禁止の実効性を確保するためにも分煙環境整備を市の責務に位置づけてま

います。

8ページを御覧願います。

次に、条例改正後の屋外空間における喫煙の制限につきまして御説明いたします。

三角形の図は、屋外空間を喫煙の制限の強さ別で表したものでございます。

まず、三角形の図の一番上の喫煙禁止重点地区を御覧願います。

現在の条例では、横浜駅や今年度新たに指定する日吉駅などの主要駅周辺の9地区を過料適用を含めた指導を行う喫煙禁止地区としております。条例改正後も引き続き同じ運用を行ってまいります。屋外の公共の場所を喫煙禁止にすることを踏まえまして、名称を喫煙禁止重点地区に改めます。

次に、三角形の2段目を御覧願います。

この部分が今回の改正となりますが、喫煙禁止重点地区になっていない道路等屋外の公共の場所におきましても、喫煙禁止の対象範囲とするものでございます。

なお、ここに関しては過料の適用は行いません。

そのほか、一番下になりますが、私有地等に関しましては、基本的に健康増進法に基づく受動喫煙配慮義務が適用されるものでございます。

なお、右の※2にありますように、私有地のうち公開空地等におきましては、屋外の公共の場所に接し、路上喫煙の懸念が特にある場所につきましては、土地管理者の合意を前提としまして喫煙禁止の対象範囲に指定することができることといたします。

9ページを御覧願います。

4、施行日ですが、規則で定める日とし、令和9年1月の施行を予定しております。

5、市民周知でございます。屋外の公共の場所が喫煙禁止となることにつきまして、広報よこはまやウェブサイト、収集車による音声放送、市営地下鉄のデジタルサイネージなどの市の広報媒体やSNSによる発信などを積極的に活用し、周知を行ってまいります。また、観光客や来街者にも分かりやすいように、観光情報サイトや案内看板なども活用してまいります。

なお、参考といたしまして、10ページから17ページには条例の新旧対照表の抜粋を掲載しております。

以上、市第6号議案横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部改正につきまして御説明いたしました。

○ 伏見幸枝委員長 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。

○ 瀬之間康浩委員 本件につきまして何点か御質問させていただきます。

今御説明いただきました市民意見募集の概要の状況について、市民の皆様から非常に多くの御意見を伺っていることが今御説明で分かったところでありまして、屋外におきます喫煙の在り方、日常生活に直結するテーマでもあります。市民の関心も非常に高いものと私も認識しているところであります。

受動喫煙防止を求める声とともに、実効性の確保や分煙環境整備の推進、こうした様々な意見にどのように応えていくのが重要であると考えているところでありますが、そこで、市民意見募集の概要の結果についてどのように受け止めているのかお伺いいたします。

○ 吉川資源循環局長 今回のパブリックコメントへの受け止めでございますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、31日間で約2000件弱という非常に多くの御意見をお寄せいただきました。これは過去に実施した公園禁煙化の際の御意見の数を大きく上回っておりまして、市民の皆様方の受動喫煙やまちの美化に対

する関心の高さを示すものと受け止めております。

賛成及び条件付賛成を合わせますと約7割に達しておりまして、反対、条件付反対は1割弱にとどまっていることから、全体としては本市の進めようとする方向性につきまして一定の御理解をいただいているものと考えております。

また、喫煙所の整備や条例改正の内容について、十分な周知を求める声も非常に多くいただいております。これらの御意見もしっかりと受け止めまして、今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

- **瀬之間康浩委員** 今回の条例改正は、多くの賛成意見の後押しを受けまして進めていくものと思いますが、屋外の公共の場におけます市内全域の喫煙を禁止するという今回の取組につきましては、本市の喫煙対策において大きな転換点であると私も認識しているところでございます。道路等においては禁煙という明確なルールを新たに制定するものでありますから、ある意味では喫煙者の権利を一部制限するものにつながると思っております。そういった意味合いの中では、喫煙者の方にも、なぜこの取組を進めることが必要なのかという納得いく説明の必要があると思っております。

そこで、条例を改正して屋外での受動喫煙対策を進めていくことの意義について、どのように思っているのかお伺いいたします。

- **吉川資源循環局長** 御存じのとおり本市では、これまで、人通りが多く路上喫煙の課題がある駅周辺を喫煙禁止地区に指定しまして、過料も含めた指導により対策を進めてまいりました。

一方で、禁止地区以外では、健康増進法に基づき受動喫煙させないよう周囲への配慮をお願いしておりますが、なかなか有効な対策が取れない場面もありました。今回、路上等屋外の公共の場所での喫煙を禁止することで受動喫煙防止に対する意識づけを図るとともに、条例に基づき喫煙の中止を指導できるようになりました。

また、新たな中期計画でも望まない受動喫煙の防止を掲げておりまして、条例改正により屋外の公共の場所では喫煙しないという基本的ルールを新たに設けることで、喫煙者の理解を得ながら意識と行動の変容を促し、誰もが安心して快適に過ごせる環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

- **瀬之間康浩委員** 今回の条例改正は、喫煙行為そのものを禁止するための改正ではないと受け止めておりますが、このため喫煙者にも配慮し、たばこを吸える場所と吸えない場所を明確にいたしまして、禁止範囲の考え方が市民にとって分かりやすく整理されていくことが重要であると考えております。そのためにも、行政として新たなルールを守ってもらえるように努める責任もあると考えております。

そこで、条例改正で新たに喫煙を禁止する範囲の考え方と条例の周知や事業の進め方について、どのように考えているのかお伺いいたします。

- **吉川資源循環局長** 本市では既に令和7年4月に公園等の禁煙化を実施しております。今回の条例改正では、これまで十分な対策が及んでいなかった道路とか駅前広場について、不特定多数の方が通行するという観点から、屋外の公共空間を主な規制の対象としております。これによりまして、私有地を除く公共空間での受動喫煙対策が講じられることとなり、市民の皆様にとって分かりやすいルールとして示すことができるようになったと考えております。

また、改正後のルールにつきましては、市の広報媒体やSNS等を積極的に活用して広く周知を行ってまいります。あわせて、路上喫煙が多い場所での定期的なパトロールや寄せられた御意見に基づく現場対応におきまして、喫煙行為への指導と喫煙場所の案内を一体的に行うなど、これまで以上に力を入れて取り組ん

でまいりたいと考えております。

- **瀬之間康浩委員** 来年、横浜のGREEN×EXPO 2027を控えまして、外国人も含めまして来街者の増加も見込めるところでありますが、このような方々に対しまして、横浜市では屋外の公共の場所では喫煙禁止となることの周知や喫煙所の案内を充実させることが重要と考えております。ぜひしっかりした対策も図っていただくようお願いいたします。

最後に、我が党といたしましても常に申し上げてきました分煙環境整備についてお伺いしたいのですが、今回の条例改正につきまして分煙環境整備の推進を市の責務に位置づけるなど、喫煙者と非喫煙者の双方に配慮して進めていくという市の姿勢については高く評価しているところでございます。

先日オープンいたしました横浜市初の密閉型であります横浜駅西口北幸喫煙所はそれを象徴するものということで、加熱式たばこ紙たばこ式のブースが分かれるなど、喫煙者の目線に立った対策が取られていることを感じるところであります。私もこの間、西口にお伺いいたしまして現場を見てきましたけれども、しっかりした造りの建物ができたなと感じているところでございます。

喫煙の禁止を進めるだけでなく、本市には多くのたばこ税収入ももたらされていることも踏まえまして、こうした喫煙所の整備を進めまして喫煙者が適切に利用できる環境を整えていくことが、制度の実効性を確保する上で重要であると私も考えております。

そこで改めて、今後、分煙環境整備をどのように具体的に進めていくのかお伺いいたします。

- **吉川資源循環局長** 瀬之間委員からは、実際に喫煙所も見えていただいて、本当にありがとうございました。こうした分煙環境整備のうち喫煙所の整備に当たりましては、たばこ事業者からの寄附による整備や民間事業者への補助、そして本市による直接整備など、複数の手法を組み合わせることで進めてまいりたいと考えております。

現在、鈴木副市長をトップといたしましたまちづくりに関わる局、受動喫煙対策を所管する健康福祉局、みどり環境局、市民局と連携いたしまして、庁内横断プロジェクトを立ち上げております。ここで候補地の洗い出しや整備手法などにつきまして検討を鋭意進めているところでございます。

具体的には、喫煙禁止地区内にある既存喫煙所の密閉化を進めるとともに、地区外につきましても路上喫煙実態調査の結果などを踏まえまして、特に課題のある駅周辺における新たな整備も検討してまいります。さらに、喫煙所の位置をウェブ上で分かりやすく確認できるデジタルマップを新たに作成し、商業施設等の喫煙所を活用させていただくなど、民間事業者の協力も得ながら周知に取り組んでまいりたいと考えております。

分煙環境の整備に当たりましては、ただいま申し上げたような複数の手法を組み合わせることで取り組んでまいりたいと考えておりますけれども、一方で喫煙所設置の候補地の選定や地域との調整、そして適切な喫煙所の形状や手法など、多くの調整事項があることも事実でございます。

しかしながら、このたびの条例改正案で分煙環境の整備を市の責務と位置づけた上で、屋外の公共の場所では喫煙しないという基本的ルールの実効性をしっかりと確保するために、分煙環境の整備は大変重要である取組と考えております。このため市全体でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

- **瀬之間康浩委員** 本件につきましては、昨年12月の第4回定例会におきまして、常任委員会において方向性が報告されて以降、市会の場におきましても様々な立場や観点から議論を重ねてきたところでもあります。パブリックコメントなどを通じまして、市民の皆様から寄せられてきました様々な御意見や地域の実情など

を踏まえ、丁寧に議論を積み重ねた経緯があると私も認識しているところであります。

そうした議論や検討をしっかりと積み重ねた上で、課題や具体的な対応策について一定の整理が図られてきたものであり、今回の条例改正はこうした延長線上に位置づけられたものと考えております。

当局におかれましては、これまでの議論を踏まえまして、喫煙する人も喫煙しない人も双方が安心して過ごせる環境の実現に向けまして、引き続きしっかりと取組を進めていただきますよう強く要望いたします。

- **深作祐衣委員** 私も、今、瀬之間委員がおっしゃったように、分煙環境の整備が市の責務として明確に位置づけられたことは評価をしています。

ただ、御懸念点も一緒ですけれども、具体的な政策をどう進めていくかというところが、民間が整備する公衆喫煙所への補助が挙げられていて、どの程度民間が手を挙げて、どの程度公設と民営のバランスを取っていくのかとか、あとは全体の中で、先ほど、課題のある駅周辺の整備をやっていくよ、ただその上では様々な調整が必要ですよというお話がありましたけれども、その設置に向けての優先順位の考え方のあたりは、気になるところだけでも見えてこない点かと感じています。かなり市民の方の関心も高いですので、そういったところをぜひもう少し見えるように出していただきたいと思っています。

いろいろと調べてみたら、大阪市とかでは、実際問題パチンコ店の中に結構喫煙所ができてしまっていて、数は多いのだけれども本当に市民が利用したい場所にできていないとか、他市でもいろいろ課題が見えてきたりしているのかなと思うのです。

設置の優先順位の考え方みたいなどころでいうと、課題のある駅周辺の整備というのは分かるのですけれども、具体的にどう考えていて、いつ頃までにどのくらいの数設置するとか、民営と公設の考え方とか、そのあたりの分かる範囲で今御提示いただけることはありますか。

- **吉川資源循環局長** 今、委員おっしゃっていただいたところは非常に重要な部分だと思っております。

先ほど御説明の中でもお話ししましたが、現在鈴木副市長をトップとした庁内横断プロジェクトを立ち上げております。その中で、まちづくり関係局が3局入っていただいています。都市整備局と、道路交通政策局、そして建築局という3つの局が加わっているわけですけれども、この加わっている意味というのは、具体的にどういう場所に喫煙所を整備していくのか、それから喫煙所を整備するに当たって、どういう手法が一番スピード感を持って取り組めるのかとか、それから当然、喫煙所整備に当たりましては地域の皆さんの御理解が何よりでございますので、地域の皆様の御理解を得るように、こういった関係局が協力してそれに取り組んでいく。そのためにしっかりと情報共有も含めてやっていこうですか、そういったことを今まさに検討していただいて、それをしっかりと整備計画の中に落とし込んでいきたいなと思っています。

こちらについては今まさにそういったことを、白熱した議論を行っているところでございますので、少しお時間をいただいて、しっかりとこの常任委員会のお示しいたしたいと思っております。

- **深作祐衣委員** 計画はすごく大事だろうと思っておりますので、計画はもちろんあるのだろうとは思っていましたが、このまま民間の手挙がりを待つような状況だと、本当に必要な場所にできるのかという懸念がすごく私自身の中ではあって、なので計画的に必要な場所につくっていく。そのためにも民間との対話も引き続きやっていただきながらも、全市的に取り組んでいただくことを強く要望したいと思います。

- **長谷川えつこ委員** 来年1月からの実施に向けて、今いろいろと白熱する議論をされている中かと思いません。

今回、喫煙禁止の対象範囲ということで、道路、屋外、公共の場が入りましたけれども、以前からありま

す美化推進重点地区は今後どういった扱いになるのか。これとのすみ分けみたいなものはどういった感じになるのでしょうか。

- **宮田喫煙対策・美化推進担当部長** 美化推進重点地域につきましては、平成8年に条例をつくった際に、町の美化にしっかり取り組んでいかなければいけないということで、来街者がすごく大量にあります市の都心部の主要駅周辺や各区の代表的な主要駅を選定を行いまして、清潔できれいなまちづくりを推進することが必要な地区として、美化推進重点地区を指定しているものになります。こちらにつきましては、局や区で歩道清掃などを行うとともに、区によってはクリーンアップのキャンペーンなど働きかけを行いながら、このまちをきれいにしていこうという取組を進めているところになります。

その中でも、喫煙禁止地区に関しましては、平成19年にそういった取組をしても、なおたばこのポイ捨てとか、あとはたばこを持っていらっしゃる方の火の危険などで市民の方から声を寄せられたことを契機といたしまして、特に人通りが多く吸い殻のポイ捨てやたばこの火によるやけどを防止するためにということで、喫煙禁止地区を指定した経緯がございます。

今回は新しくさらに進めて、受動喫煙の観点から、市内全域、公共の屋外について喫煙禁止の取組を進めたいと思っておりますが、これまで同様、美化推進重点地区といった取組を行いつつ、特に人通りが多いところで喫煙対策をしなければいけないところに関しては、重点地区ということで取組をしっかり進めていきたいと考えております。

- **長谷川えつこ委員** 美化重点地区で喫煙されているようなことが本当に多く見受けられておりまして、その場所に灰皿を置く置かないが今後議論として出てくるのかと思っております。たばこの吸いやすい環境が、何とかその方たちが吸わないようにしていただくことをしていただきたいというところと同時に、前回は私委員会でお話しさせていただきましたが、近隣の都市の方々が、横浜市が全面禁煙になったら隣接している地区の方が、川崎市に吸いに来るだろう、鎌倉市に吸いに来るだろうということで、今結構、懸念材料として横浜市の全面禁煙を考えていらっしゃるところがあります。

前回のときには、そういった他都市と連携して話し合いを行うべきだと言わせていただいておりますが、まだ先日、鎌倉の市会議員の方から、横浜市の状況が分からないとか、今後横浜市が禁煙になったときに鎌倉市に喫煙者が流れてくるのではないかという懸念を持っていらっしゃる方がおりまして、そういったところで今話し合いとかがどの程度行われているのかと、あとその問題に関しては今後どのような手を打っていくのか、その2つを教えてください。

- **吉川資源循環局長** 今委員おっしゃったように、近隣自治体は当然横浜市の動向をしっかり注視されていると思うのです。今まで、我々は内部での議論、調整に非常に時間を要したものですから、近隣の自治体との情報共有とかお話し合いというのは、なかなか進めてこれなかったのは事実でございます。

ただ、こういった形で今回条例の改正案ということで、市会にも上程させていただき、今こうした形で議会で御審査いただいているという状況を踏まえまして、我々としてはこれからしっかりと近隣の自治体との情報共有とか、それから横浜市が考えている方向性みたいなものをしっかりと、意見交換しながら、情報共有を一番の目的としながら連絡、交換していきたいと考えております。

- **長谷川えつこ委員** 他都市の方とも横浜市が全面禁煙することに対して好意的に思っただけのような関係性を築いていただければと思っておりますので、本当に議論を尽くしていただければと思っております。よろしく申し上げます。

- **深作祐衣委員** もう一点だけよろしいでしょうか。

5 ページに民間が整備する公衆喫煙所への補助とあると思うのです。多分これも今白熱した議論の中で展開されている一案件だと思うのですが、助成金というか、補助の考え方について、少し分かるところがあれば伺いたいと思っています。民間事業者が実際に手を挙げたくなるような実効性のある制度、実効性のある補助にすることは非常に大事ななと思っているのですが、その中で他市を見ていると、結構維持管理費の有無が大事なのか、維持管理費を取ると、なかなか難しい点もある、大事なのかと少し感じる部分があるのです。そこら辺の補助の考え方についてはいかがでしょうか。

- **宮田喫煙対策・美化推進担当部長** 委員御指摘のとおり、民間事業者の方々に対してはインフラ整備の補助というところと、あとランニングに対する補助というところの声を、そういうのがあることが重要というお声をいただいております。

横浜市は昨年度、初めて民間公衆喫煙所の設置整備補助という制度を創設しまして対応しています。それに当たりましては、面積によって金額は変わるのですけれども、インフラは最大1000万円、あとそれ以外に運営に関する補助につきましても10割補助で、上限は年間200万という形になりますが、こちらの補助期間を5年間ということで制度をつくっております。

こちらは他都市を見てもかなり大きい額だと思っております、他都市の先行事例を分析しながら、こういった制度をつくっているところでございます。

- **深作祐衣委員** 非常に重要だと思っていますので、引き続き研究しながら、もう既にやられていらっしゃるの、そこら辺のフィードバックも得ながら、より多くの方がきっと使うようなことになってくると思うので、様々財政状況もあると思うのですが、そういったところも気にしながら進めていただきたいと思っています。

それと、助成金を交付していくと、公共性の担保みたいところがやはり難しいというか、そこにも気を遣っていかねばいけなくなるかと思っていて、閉鎖的な運用ではなくて、一般市民の方とか来街者の方が使えるようなという視点も非常に重要になってくると思うので、そこも併せてお願いしたいと思っております。

- **武田勝久委員** 1点、勉強不足なところがある中で質問させていただきますが、これまでやってきたパトロール指導の検証をして、その効果をどう評価されているのか。実際やられてみて、マナーの浸透というのが実際どの程度図られているのかというのはちょっと気になるのですが、いかがでしょうか。

- **宮田喫煙対策・美化推進担当部長** パトロールに関しましては、喫煙禁止地区に関しましては本市の職員である指導員が重点的に回っておりまして、それ以外の駅についてもパトロールを実施いたしています。

その中で、平成6年からは健康福祉局と連携してパトロールを行うようになりまして、受動喫煙に関する視点も含めましてお声がけをさせていただくことができるようになったと考えております。それで、さらに件数というところに関しても、当初令和5年はパトロールは500件少しだったのですけれども、今力を入れておりまして、今年度の予算でも2000回パトロールができるように力を入れて取り組んでいるところになります。

喫煙の方々に対しても、吸っている方についてお声がけをすると、紙巻きたばこの方、かなりやめていただく方が多くなっておりますので、そういった意味で繰り返しお伝えしていくことが重要であると考えております。

- **武田勝久委員** いつも何回も指導しても直らない方も一定数いらっしゃると思うので、難しいですが、やはり

続けていくことが必要だと思っています。

目立つような格好を実際されているのかどうか確認したいのですが、パトロールのときの服装はどんな感じですか。

- **宮田喫煙対策・美化推進担当部長** 指導員に関しましては制服を着ておまして、後ろに喫煙禁止指導員というものが入ったもので行っております。パトロールの者に関しても、ビブスを着て、あと喫煙禁止のパトロール中というのぼりを立てて行っていただいております。

あと参考までに、先ほど指導のお話があったのですけれども、喫煙禁止指導員に関しましては、昨年度、指導件数といたしましては、紙巻きたばこに関しましては、注意によりたばこの火を消させた件数としては4969件行っております。また、パトロールについても、声かけは600件、昨年度実績としております。

- **武田勝久委員** 目立つ格好でやっていたらということですが、もちろんそうなのですね。横浜市が本気でこれやっているのだというのを市民の皆さんに分かっていただくために、ちょっと恥ずかしいかもしれませんが、なるべく目立つような格好で、のぼり旗も引き続きやっていたら、よく駐車禁止を取り締まる緑の妖精とか今認知されているけれども、それぐらい市民の皆様からも、今禁煙パトロールやっているのだなというのが分かるような感じにしたほうが、今横浜市が進めているということを幅広い市民の方に分かってもらえるかと思っておりますので、引き続き御検討をお願いします。ありがとうございます。

- **伊波俊之助副委員長** 各委員から様々御意見、御質問がありましたが、私からも発言させていただきたいなと思っております。3点ほどお伺いしたいと思っております。

いわゆるたばこを吸う人たちに、喫煙される方々がマナーがルールに変わっていくということがすごく感じる部分がありますし、たばこ税、横浜市本年度の場合ですと231億円、これ過去10年遡ってみても220から230億円入ってきている。究極の中でいけば、このたばこ税は普通税なので、たばこ税が横浜市はなくなってもいいのですかという形にもなってくる。これは子育て、教育、福祉、医療、社会保障分野にもしっかりとこのたばこ税が使われてきているということの中でありまして、みどり税に比較しても桁が違う。

そういったことを捉える中で、様々この条例改正によって横浜市の責務が明確に出たということは、すごく評価していきたいと思っておりますけれども、一つは大阪でできて、なぜ横浜でできないのだというのがすごく感じます。大阪は横浜市より人口が100万人少ないですね。法人市民税と個人市民税の違いというのは出てきていますけれども、まず一つは局長に、様々計画を立てていかれる中で、中期計画でも上がってきていますし、スピード感を持ってこれは対応していく必要がある。

条例の所管としては、横浜市の場合、資源循環局になります。そういった意味では、それが、今、鈴木副市長がトップとしてやっているように、もう横串でがっという形になりますけれども、条例を所管する局長として、スピード感を持って対応していかなければいけない部分だと思います。その点いかがですか。

- **吉川資源循環局長** まず、今回、条例の改正の御審査をお願いしております。条例の改正と、それから喫煙所の整備を併せて行うことが非常に大事だと思っております。

これまでなかなか我々が届くことができなかった、公共の場所における路上での喫煙が、この条例の改正によりまして、必要な指導とか注意をしっかりと行うことができるようになります。また、当然、そのプロセスの中ではパトロールの強化も併せて実施していきたいと考えておりますし、また、あらゆる広報媒体を使つての啓発、周知を行ってまいりたいと思っております。

ただ一方で、それだけでは十分ではなくて、たばこを吸う方、喫煙者の方にとっても、ある意味安心して

町の中で生活ができるような環境を整えていくという喫煙所の整備を両輪で進めていくことがとても大事だと思っておりますので、今副委員長からスピード感を持って取り組むようにという御指摘をいただきました。我々としても今のお言葉をしっかりと刻み込んで、これから取り組んでいきたいと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、鈴木副市長をトップとした庁内横断プロジェクト、既に局部長級で3回、課長級で5回やっております。その中で、正直いろいろな課題が出てきております。というのは、喫煙所の整備をするに当たっても、候補地をどういふところに設定するのか、それから先ほど深作委員からおっしゃっていただいたような、優先順位をどういった形で決めていくのか、それから当然、我々市の取組だけでは到底スピード感を持って取り組むことは難しいですから、民間の事業者の皆様にも非常に多大なる御支援や御協力をいただかなければ立ち行かなくなります。したがって、そういったところへのアプローチをどうするのか、そういったこと一つ一つを今真剣に議論し、そして取り組んでいきたいと思っております。

それから、これから喫煙禁止重点地区だけではなくて、課題のある駅周辺にも新たな喫煙所の整備を含めて検討してまいります。そうしたときに、一番我々としては頼りにしているのが区役所です。ですから、区民の皆さんのお声を直接いただいている区役所ともしっかりと連携しながら、これからまさに副委員長おっしゃっていただいたように、スピード感を持って取り組んでまいりたいと思います。

しかしながら、先ほど申し上げたように、正直申し上げるとかなり多くの課題はあります。様々な調整事項もありますし、そういったことを一つ一つクリアにしながら、我々としては着実に歩みを進めてまいりたいと思っております。その辺のまた途中の検討状況については、この常任委員会の場でしっかりと御説明いたしたいと思っております。

- **伊波俊之助副委員長** 市民意見募集、パブリックコメントの中でも、きっちりとたばこを吸える場所を整備してほしいということもありますし、たばこを吸われない方からも、喫煙所、吸える場所をしっかりとくってほしいと言われているこの現状であります。公共空間ですから、公の場所は市民誰もが快適に過ごすことができるというのは当たり前のことでありますけれども、これまで総務省から、たばこ税、喫煙所等々について、横浜市に対して2回、実は発出がされております。

予算特別委員会等でも御質問させていただきましたけれども、これを受けて横浜市としては、この2回の発出を受けて、一つにはたばこ税を活用して喫煙所をしっかりと整備していくべきだという形で、具体の例も挙がっているような内容ですけれども、この総務省の2回の通知を横浜市としてどう捉えているのか、まず1点、副市長にそこをお伺いさせていただきます。

- **鈴木副市長** これまで局長から、分煙環境の整備の必要性をるる申し上げてまいりました。我々もうやらなければいけないと腹をくくっております。予算がないからできないと言うつもりは全くございません。様々な課題があることも申し上げていますが、とにかくあらゆる手段を講じて、市の重要な施策という位置づけの下、通知も含め、しっかりと進めてまいります。
- **伊波俊之助副委員長** 力強くありがとうございます。

その上で、市民の健康をしっかりと守っていく。これはもうお子さんだろうが、御高齢の方だろうが、受動喫煙の視点からもありますし、まちの美化の部分でもあります。もっと言えば、来年1月、この条例改正がスタートしていくということは、外見的にはGREEN×EXPO 2027の前に横浜が全面禁煙になっていくということの発信力としてはすごくいいなと思っておりますけれども、けれどもなのです。

大阪市だともう計画的にきっちりと、全面禁煙、あるいは全面禁煙の場所全部過料対象だとか、比較対

照ってすぐく横浜市と大阪市できる部分があるなと思っています。そういうのも捉えて、先ほど来局長からもありますし、鈴木副市長がリーダーとなって、各局をまたいで、既に議論を様々取り組まれているということでもありますけれども、受動喫煙対策を統括する庁内のこの大切なプロジェクトです、231億円。このプロジェクトの責任者として、今後どのように取り組んでいくのか、最後に鈴木副市長に決意をお伺いします。

- **鈴木副市長** 本件につきましては、これまで市会での御議論、それからパブリックコメントの中では、方向性については大いに賛同いただいたと思う一方で、多くの分煙環境整備に対する御意見をいただいたということ、それを踏まえて市の責務としてそれを実施することを位置づけたことは非常に重く受け止めていますし、しっかり進めていこうという意欲を今持っております。

ただ、これ気合だけではなかなか進められなくて、深作委員からももう少し目標感とか、それから時期の問題とか出してほしいという御要望をいただきましたので、そこについてもまさにそのとおりに思っております。

一方で、これ局長は課題があると言いましたが、私ちょうど1年少し前の都市整備局長のときに、瀬之間委員からも紹介していただいた横浜駅の分煙環境の再整備に取り組み始めました。駅前から少し移転して、新たに密閉型のもの、あるいは屋内につくるということをやったのですが、実はこれ1年以上かかりました。吉川局長と一緒にやろうと意思決定をしてから1年。たばこ事業者やビルオーナーとの調整、それから地域の合意形成、何よりも近隣の御理解、最後に建築の結構煩雑な手続と、それぞれ相当両局ががっちり組んで、前のめりでやった結果、それでも1年という月日を要したということを経験しております。本当にこれは局間連携という言葉ではなくて、共同事業としていろいろな局が一体として進めなければしっかりと進められないと思っておりますので、そこを動かしていくのはこのプロジェクトですし、私も責任者として責任を果たしていきたいと思っております。

加えて、パトロールとか意識啓発も含めて、総合的な対策をスピード感を持って進めてまいります。

- **伊波俊之助副委員長** ぜひよろしく願いいたします。

先ほど深作委員からも、手挙げを待っているだけでは幾らたっても時間ばかり過ぎてしまうよということでもあります。まずそのとおりでと思いますし、まちの快適性を高めて横浜の価値をさらに向上させていく絶好の機会だと思いますし、GREEN×EXPO 2027もしっかりとその辺も捉えて、ぜひとも設置に向けてよろしく願いいたします。

- **伏見幸枝委員長** 他に御質問もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **伏見幸枝委員長** それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **伏見幸枝委員長** 御異議ないものと認め、市第6号議案につきましては原案可決と決定いたします。

◇

◎ **高濃度PCB廃棄物の処分状況について**

- **伏見幸枝委員長** 次に、報告事項に入ります。

高濃度PCB廃棄物の処分状況についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

○ 吉川資源循環局長 高濃度PCB廃棄物の処分状況につきまして御報告いたします。

資料の2ページを御覧願います。

初めに、説明の趣旨になります。PCB、ポリ塩化ビフェニルは、資料の写真のように変圧器、コンデンサー、蛍光灯安定器などの電気機器等に広く使用されておりましたが、人体への影響から昭和47年に製造が中止されました。

その後、長らく処分されてきませんでした。平成13年に施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、略称PCB特措法と申します。この法律に基づきまして国が処分を推進してまいりました。

3ページを御覧願います。

PCB廃棄物は、濃度により高濃度と低濃度に分類されます。高濃度PCB廃棄物につきましては、国が整備した国内唯一の処理施設である中間貯蔵環境安全事業株式会社、JESCOで処分することとなっておりますが、昨年度末をもちましてJESCOでの処理事業は終了いたしました。このため、これまでの本市における処分状況等につきまして御報告するものでございます。

なお、低濃度PCB廃棄物につきましては民間の処理施設で処分することとなっております。今年度末が処分期限となっております。

資料の4ページを御覧願います。

高濃度PCB廃棄物の処分に向けたこれまでの取組についてでございます。

本市では、高濃度PCB廃棄物の処分に向けまして、資料の左側から調査、そして真ん中の届出指導、そして一番右側の処分に向けた指導を実施してまいりました。

まずは一番左側の調査でございますけれども、国が示した方法に基づきまして、アンケート調査や立入検査などを通じて保管状況の把握に努めてまいりました。

次に、真ん中の届出指導でございます。PCB廃棄物を保管している事業者は、PCB特措法に基づきまして本市に届出が必要となっております。このため、調査により把握した保管事業者に対しまして届出を指導してまいりました。

さらに、処分に向けた指導が右側でございますけれども、こちらといたしまして、国や処分先であるJESCOと連携を図りながら、処分に必要な手続の実施につきまして指導してまいりました。

なお、指導に従わない事業者に対しましては改善命令を発出し、命令に従わない場合については、行政代執行による処分を行い、適切に対応してきたところでございます。

資料の5ページを御覧願います。

高濃度PCB廃棄物の処分状況についてでございます。

令和7年度末に処分された市内の高濃度PCB廃棄物の台数でございますけれども、表に示したとおり、変圧器やコンデンサー等につきましては、JESCO東京におきまして累計約9万5000台の処分が完了しております。蛍光灯安定器等につきましては、JESCO北海道におきまして累計約17万台の処分が完了しております。本市として把握していた高濃度PCB廃棄物につきましては、計画的に処分が完了いたしました。

資料の6ページを御覧願います。

最後に、今後についてです。

国が整備いたしました国内唯一の処理施設であるJESCOによる処理事業は終了いたしました。全国的に、これまで把握されていなかった高濃度PCBが発見される事例も生じております。こうした状況を踏まえ、今国会で新たに発見された高濃度PCB廃棄物を確実に処分するためにPCB特措法の改正が行われ、令和9年4月1日から施行される予定でございます。

改正案の具体的な内容ですけれども、表に示しましたとおり、処分期限が令和7年度末から発見後5年内へ、そして処分先がJESCOから民間の処理施設へ改正されます。本市といたしましては、新たに高濃度PCB廃棄物を発見した事業者に対しましては、PCB特措法の改正後、令和9年4月にこの法律が施行されるまでの間は適正な保管が行われるよう引き続き指導してまいります。また、改正PCB特措法の施行後につきましては、発見後5年以内に処分するように指導を徹底してまいります。

以上、高濃度PCB廃棄物の処分状況について御報告いたしました。

- 伏見幸枝委員長 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
(発言する者なし)
- 伏見幸枝委員長 特に御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度にとどめます。
以上で資源循環局関係の審査は終了いたしました。

◇

◎ 閉会中調査案件について

- 伏見幸枝委員長 次に、閉会中調査案件についてお諮りいたします。
1、市民活動への支援及び区政の推進等について、2、廃棄物処理施設等の整備状況及び廃棄物再利用等について、3、安心・安全対策の推進等について、以上3件を一括議題に供します。
お諮りいたします。
本件につきましては、いずれも閉会中継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 伏見幸枝委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

◇

◎ 委員派遣について

- 伏見幸枝委員長 次に、委員派遣についてお諮りいたします。
委員派遣を行う必要が生じた場合、日時、視察箇所等の決定につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 伏見幸枝委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。
なお、委員の皆様も御希望がございましたら、正副委員長に申し出てください。
以上で本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告等を議長宛てに提出いたします。

◇

◎ 各種委員会委員について

- 伏見幸枝委員長 次に、各種委員会委員についてを議題に供します。
配付されております資料のとおり、1の横浜市都市計画審査会委員につきましては、過日の運営委員会で役職をもって充てることと決定されておりますので、御了承願います。

◇

◎ 閉会宣告

○ 伏見幸枝委員長 以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後0時48分

速報版